

教 生 学 第 4 0 1 号
令和6年（2024年）6月21日

各 教 育 局 長
関 係 道 立 特 別 支 援 学 校 長
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く） 様
（ 市 町 村 立 幼 稚 園 長 ）
（市町村立幼稚園型認定こども園長）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 大 槻 直 広
北海道教育庁学校教育局健康・体育課長 国 安 隆
北海道教育庁学校教育局義務教育課長兼幼児教育推進センター長 田 口 範 人
北海道教育庁学校教育局特別支援教育課長 中 嶋 英 樹

未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保について
（通知）

このことについて、こども家庭庁及び文部科学省から、別添写しのとおり事務連絡
がありましたので、通知します。

未就学児が登降園・登下校を含め、園外活動・校外活動など日常的に移動する経路
等について、安全が確保されることは重要です。

つきましては、幼稚部を設置する道立特別支援学校及び市町村教育委員会において
は、別添写しを参考に、園外活動が交通安全に十分配慮した上で行われるよう、園外
活動時の安全管理に関する取組の徹底及び幼児等に対する交通安全教育の推進につ
いて注意すべきポイント等を確認し、安全管理及び事故防止の徹底を図るようお願い
します。

学 校 安 全 係
健康・体育指導係
義務教育指導係
特別支援教育指導係
幼 児 教 育 推 進 係



事 務 連 絡
令和 6 年 6 月 14 日

各都道府県・指定都市・中核市保育主管部(局)
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認可外保育施設担当課(室) 御中
各都道府県・指定都市・中核市障害児支援主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く国立大学法人担当課

こども家庭庁成育局安全対策課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁支援局障害児支援課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保について

平素から教育・保育施設等における安全管理の徹底について、御理解・御協力いただき、ありがとうございます。

教育・保育施設等（以下、「施設等」という。）における交通安全の確保については、痛ましい交通事故を発生させないための安全管理の徹底について、格別の御尽力をいただいているところです。

施設等における散歩等の園外活動は、幼児等が身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ、豊かな経験を得る機会を設ける上で重要な活動です。

園外活動が、交通安全に十分配慮した上で行われるよう、下記について、所管する施設等に周知徹底を図るようお願いします。

記

1 園外活動時の安全管理に関する取組の徹底について

「保育所等における園外活動時の留意事項について」（令和元年 6 月 21 日

付け事務連絡)により、「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」や当該留意事項の別紙1「散歩時の安全管理の取組(例)」をお示ししているので、これらを参考に、園外活動を行う際の安全管理に関する取組を、改めて徹底していただきたいこと。【別添1、2参照】

また、「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について」(令和元年6月18日付け通知)に基づき、未就学児が日常的に集団で移動する経路(以下、「経路」という。)の緊急安全点検を実施し、交通安全対策を推進しているが、緊急安全点検以降、施設等の新設・移転がある場合や、散歩コースの追加がある場合等で、安全点検を実施していない経路がある場合は、施設等において確実に安全点検を実施し、交通安全の観点から危険があると認められる箇所(例：見通しが悪い場所、交通量の多い交差点等)については、経路の見直し等の対策を講じること。

なお、今後、安全点検の実施状況を調査する可能性があるので、ご承知おきいただきたいこと。

2 幼児等に対する交通安全教育の推進について

幼児等に対する交通安全教育については、第11次交通安全基本計画において、心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標としているところである。

施設等においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面を捉えて交通安全教育を計画的かつ継続的に行うこと。

これらを効果的に実施するため、例えば、紙芝居や視聴覚教材等を利用したり親子で実習したりするなど、分かりやすい指導に努めるとともに、指導資料の作成、教職員の指導力の向上及び教材・教具の整備を推進すること。

3 園外活動時の安全管理に関する各種事業の活用について

こども家庭庁においては、

- 保育所等において、ICTを活用したこども見守りサービス(GPSやBluetoothを活用したシステム等)などの安全対策に資する機器等を導入するための経費(保育環境改善等事業、障害児安全安心対策事業)
- 保育支援者又は安全管理に知見を有する者として市町村が認めた者(いわゆる「キッズ・ガード」)が、散歩等の園外活動時において、散歩

の経路、目的地における危険個所の確認、道路を歩く際の体制・安全確認等、現地での児童の行動把握などを行う活動を支援する経費（保育体制強化事業）

- 園外活動時を含め、保育所等における安全対策のための研修の開催や巡回支援指導員の配置を支援する経費（保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業）

により、園外活動時の安全管理を推進するための経費補助を行っているので、地方自治体及び施設等において、これらの事業の活用を積極的に検討していただきたいこと。【別添 3～6 参照】

【問合せ先】

- 当該事務連絡に関すること
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
[Tel:03-6858-0183](tel:03-6858-0183)
- 保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び認定こども園に関すること
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
[Tel:03-6858-0058](tel:03-6858-0058)
- 認可外保育施設に関すること
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
[Tel:03-6858-0133](tel:03-6858-0133)
- 児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスに関すること
こども家庭庁支援局障害児支援課障害児支援係
[Tel:03-6861-0063](tel:03-6861-0063)
- 幼稚園及び特別支援学校に関すること
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室交通安全・防犯教育係
[Tel:03-6734-2695](tel:03-6734-2695)

保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項

保育所等における散歩等の園外活動は、保育において、子どもが身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ、豊かな経験を得る機会を設ける上で重要な活動である。

この園外活動が、安全に配慮された上で積極的に行われるよう、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）及びその解説において示している内容とあわせ、安全管理に関する留意事項を以下のとおりお示しする。

1. 保育所等における園外活動について

- 保育所等において、散歩等の園外活動を行うことは、子どもが身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ、豊かな体験を得る機会を設ける上で重要である。
- 園外活動を行う際には、子どもの発達やその時々の状態を丁寧に把握し、一人一人の子どもにとって無理なく充実した体験となるよう、指導計画に基づいて実施することが重要である。
- この上で、園外活動の際には、公園等の目的地や保育所等までの移動時も含めて、安全に十分配慮することが必要となる。
- 子どもの発達によって、身体の高さ・運動能力・視野等の周囲の状況の認知の特性、交通ルールの理解等は変わってくる。園外活動の計画時、実際の活動時を通じて、乳幼児の特性を踏まえた対策をとることが重要である。

2. 園外活動における具体的な安全管理の取組

（安全に園外活動を行うための取組）

- 園外で活動する場合、活動場所、活動状況等が極めて多岐にわたるため、子どもの発達や活動場所等の特性に応じた安全管理が必要となる。目的地や経路について事前に安全の確認を行い、職員間で情報を共有するとともに、園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対策を実施する。
- ※ 園外活動における具体的な安全管理の取組の例として、特に保育所等で日常的に行われる散歩時の安全管理の取組（例）を別紙 1 に示す。
- なお、遠足等の園外活動を行う際も、同様に子どもの安全管理に留意することが重要である。

- 事故防止のために、日常どのような点に留意すべきかについて明確にし、全職員の協力体制の下、日常的な安全点検や安全に関する指導等を積み重ねていくことが重要である。また、あと一歩で事故になるところであったというヒヤリ・ハット事例を記録、分析し、事故予防対策に活用することが大切である。

(事故発生時の対応に関する日常の備え)

- 事故が実際に発生してしまった際に適切な対応を行えるよう、緊急時に職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めたマニュアルを作成し、全職員の共通理解を図る。さらに、職員に対する救急救命講習や、事故対応に関する実践的な訓練及び園内研修の機会を設けるなど、事故発生時の対応についても、日頃より取組を行うことが重要である。
- 緊急時に備えた連絡体制や協力体制を、保護者や消防、警察、医療機関等の関係機関との間で整えておく。緊急時に協力や援助を仰げるよう、日頃から地域の中で様々な機関や人々と関係を築いておくことも大切である。

※ 園外活動を含む保育所等での事故防止及び事故発生時の対応については、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～」(平成 28 年 3 月) も合わせて確認すること。

・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～」(平成 28 年 3 月)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/03f45df9-97e1-4016-b0c3-8496712699a3/39b6fd36/20230607_policies_child-safety_effort_guideline_02.pdf

(子どもに対する安全の指導)

- 子どもが交通安全の習慣(例えば、道路の端を歩くこと、急に走り出さないこと、交通状況を確認すること等)を身に付けることができるよう、日常の生活における具体的な体験を通して、交通ルール(信号に従った行動、横断歩道の使用等)に関心をもたせるなど、年齢に応じた適切な指導を繰り返し行うことが求められる。この際には、地域の関係機関と連携して、子どもが交通安全について学ぶ機会を設けるなど指導の工夫を図るとともに、家庭においても交通安全の習慣を身に付けられるよう、保護者との連携を図ることが重要である。

散歩時の安全管理の取組（例）

（１）事前準備

- 散歩の経路、目的地における危険箇所の確認
 - ・ 交通量、道路設備、工事箇所等を確認し、事故の危険がある場所の確認を行う。
 - ・ また、危険な動植物と接触する可能性がある場所、不審者との遭遇に注意すべき場所についても確認を行う。
 - ・ 特に、日常的に目的地としていない場所や、前回訪れた際から間隔が空いた場所については、事前の下見を行う。また、経路に変更がないとしても、工事等により危険箇所が新たに発生する場合もあることに留意する。
 - ・ 確認した箇所については、記録を付け、他の職員への情報の共有につなげる。
- 危険箇所等に関する情報の共有
 - ・ 危険箇所の確認を通じて得られた情報を全職員で共有し、認識の共有を図る。
 - ・ 認識の共有に当たっては、危険箇所の一覧表や散歩マップ（目的地までの想定経路、病院・交番・AED 設置場所等の情報を含む。）の作成、現地の写真の活用等の工夫を行うことが考えられる。
 - ・ また、保育所等の周辺に関する情報を、保護者や地域住民、関係機関と共有することも重要である。
- 散歩計画の作成（※散歩計画の例は別紙 2 参照）
 - ・ 散歩の目的地、ねらい、行程（時刻、経路、所要時間）、子どもの人数、引率者等について計画を作成する。
 - ・ この際には、共有された危険箇所を元に、安全な目的地や経路を設定する。
 - ・ 子どもの年齢・人数に応じた職員の配置、位置関係、引率を適切に行うために必要な職員間の役割分担を確認する。

（２）出発前

- 天気、職員体制、携行品等の確認
 - ・ 当日の天気を確認する。天気にあわせた持ち物等の準備が必要かについても確認する。
 - ・ 事前に作成した散歩計画に、当日の状況（天気、子どもの人数、引率者）を反映する。
 - ・ 職員間で安全対策や子どもに関する事項について、情報共有を行い、役割分担

を確認する。

- ・必要な携行品を所持しているか、また、適切に作動するかについて確認を行う。携行品については、必要に応じて、複数職員で携行する。

※ 携行品の例：救急用品、携帯電話、緊急連絡先リスト、子どもの名簿、防犯ブザー、ホイッスル、筆記用具等

※ 園ごとの状況に応じ、必ず携行する持ち物、状況に応じて携行する持ち物を整理しておくことも重要。

- ・ベビーカーや散歩バギーの乗車時の安全確認を行う。ブレーキやタイヤの点検を行うとともに、ベルトの使用や適正な乗車人数等、適切な使用方法について確認する。

○ 子どもの状況等の確認

- ・子どもの健康状態を確認の上、散歩参加の可否を判断し、実際に散歩を行う子どもの人数を確認する。
- ・個別に配慮が必要な子どもの有無について確認する。
- ・迷子等の緊急時に備え、出発時の子ども全員の服装を確認する。必要に応じてカメラによる撮影等を行い記録する。
- ・子どもの服装について、安全性、体調、天気や気温等への配慮（裾を踏んで転倒したり、フード等が遊具等に絡まったりひっかかったりする恐れがないか、暑すぎたり寒すぎたりしないか等）といった観点から確認し、衣服の調節を行う。

○ 保育所等に残る職員等に対する情報共有

- ・出発する前に、散歩計画に実際の出発時刻等を記入し、園長等の責任者や保育所等に残る職員と散歩に出発した旨を共有する。

（３）道路の歩き方

○ 道路を歩く際の体制・安全確認等

- ・車道の歩行は避け、歩道の白線の内側、ガードレールの内側を歩く。
- ・職員は子どもの列の前後（加えて人数に応じて列の中）を歩く、職員は子どもより車道側に位置し、子どもが車道から遠い側を歩く等のルールを決め、移動する。
- ・交差点、歩道の切れ目、曲がり角、一時停止場所等では、一時停止し、安全確認を行う。
- ・交差点等で待機する際には、車道から離れた位置に待機する。また、ガードレールの有無等の状況について注意を払う。
- ・道路や踏切の横断時には、特に安全確保に注意を払い、職員の位置取りや子ども

ものの列の組み方、横断に必要な時間等に注意を払う。

- ・ベビーカー等を使用する際には、指、腕、頭を挟んだり、ぶついたりしないよう注意する。また、停止時にはブレーキがかかっていることを確認する。
- ・常に道路周囲の状況、危険物、障害物の有無を確認し、駐車中の車・バイク等、動植物、落ちているごみ等に子どもが触れる可能性に注意を払う。
- ・自動車や自転車とすれ違う際には、止まって待つ。また、歩行者等とすれ違う際、相手が手に持っているもの（傘、カバン、たばこ等）に子どもが接触する可能性に注意を払う。手をつないでいる場合には、一列になる。
- ・階段昇降時には、状況に応じて、子ども同士がつないでいた手を離し、個々のペースで昇降できるようにする。段差があるなど子どもがバランスを崩しやすい個所では、子どもの発達等に応じて、転倒しないようそばについて手助けをしたり、声をかけ見守ったりする。

（４）目的地

○ 現地の状況確認

- ・構造物や植え込み等による死角の有無を確認する。
- ・遊具等に危険が無いか安全点検を行う。
- ・ガラス片や犬・猫の糞、たばこの吸い殻等の危険物や不衛生なものが無いか確認し、除去する。
- ・他の利用者と譲り合って利用し、スペースを共有する。

○ 子どもの行動把握

- ・子どもの健康状態を確認する。熱中症を避けるため、暑いときには必要に応じて水分補給を行うなど、健康管理を十分に行う。
- ・道路等へ飛び出さないように注意する。
- ・遊具等を利用する際には、子どもの発達を勘案し、特に安全確保に注意を払う。
- ・砂場では、砂を目や口に入れないように見守る。
- ・不審者には近づかないよう注意を払う。

○ 子どもの人数や健康状態の確認

- ・目的地への到着時や出発時に加え、必要に応じて人数や健康状態を確認する。

（５）帰園後

○ 子どもの人数、健康状態等の確認

- ・子どもの人数を確認する。
- ・子どもの健康状態、ケガの有無を確認する。熱中症を避けるため、暑いときには必要に応じて水分補給を行うなど、健康管理を十分に行う。

○ 帰園の報告

- ・ 帰園後、散歩計画に実際の帰園時刻等を記入し、園長等の責任者や保育所等に残る職員と散歩から帰った旨を共有する。

○ 散歩後の振り返り

- ・ 散歩経路や目的地に新たな危険な場所を見つけたり、伝えておくべき情報があったりした場合には、職員間で共有する。
- ・ 個々の子どもについて、保育上の配慮等に関する気づきがあった場合には職員間で共有する。
- ・ 散歩時に子どものケガ等の事故やヒヤリ・ハット事例があった場合には職員間で共有する。

(6) その他

- ・ 園の状況に応じ、必要があれば、散歩マニュアルやチェックリスト、お散歩マップ、緊急時等の連絡先一覧等を作成するとともに、定期的な見直しを行う。

[illegible]

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度当初予算案 459億円の内数 (457億円の内数)

1. 施策の目的

- 保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要な費用の一部について支援する。

2. 施策の内容

【対象事業】

1. 基本改善事業（改修等）

- ①保育所等設置促進等事業（☆）
保育需要が高い地域において、保育所等を設置するため、既存施設の改修等を行う事業
- ②病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業（☆）
病児保育事業（体調不良児対応型）の実施に必要な改修等を行う事業
- ③ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業（☆）
物理的に子どもを離れ、各種業務を行う時間（ノンコンタクトタイム）を確保し、保育の振り返り等の業務を行うスペースを設置するために必要な改修等を行う事業

2. 環境改善事業（設備整備等）

- ①障害児受入促進事業（☆）
既存の保育所等において、障害児や医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を行う事業
- ②分園推進事業（☆）
保育所分園の設置を推進するため、保育所分園に必要な設備の整備等を行う事業
- ③熱中症対策事業（★）
熱中症対策として、保育所等に冷房設備を設置するための改修等を行う事業
- ④安全対策事業（★）
ア 睡眠中の事故防止対策に必要な機器の備品の購入等を行う事業
イ ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業
- ⑤病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業（☆）
病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
- ⑥緊急一時預かり推進事業（☆）
緊急一時預かりを実施するために必要な設備の整備等を行う事業（☆）
- ⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業（☆）
放課後児童クラブを行う場所において、放課後児童クラブを開所していない時間等に一時預かり事業を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
- ⑧感染症対策のための改修整備等事業（★）
インフルエンザやノロウイルス等の感染症対策として必要な改修や設備の整備等を行う事業
- ⑨保育環境向上等事業（★）
保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品や、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等を行う事業

【補助制限】

制限無し：（☆）の事業

10年間の経過期間を設けた上で制限を撤廃：（★）の事業

3. 実施主体等

【実施主体】	市区町村、保育所等を経営する者			
【補助基準額（R5）】	1. 基本改善事業（①、②）	1施設当たり	7,200千円	（③） 1施設当たり 100千円
	2. 環境改善事業（①～③、⑤、⑧、⑨）	1施設当たり	1,029千円	（④） 1施設当たり 500千円以内
	（⑥、⑦）	1施設当たり	34,946千円	
【補助割合】	2④の事業	国:1/2、都道府県・市区町村:1/4、事業者:1/4		
	それ以外の事業	国:1/3、都道府県:1/3、市区町村:1/3 又は 国:1/3、指定都市・中核市:2/3		

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度当初予算案 177億円の内数

1 事業の目的

障害児通所支援事業所において、ICTを活用した子ども見守りサービス等の機器の導入、登降園管理システムに係る経費の補助を行うことで、子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図る。

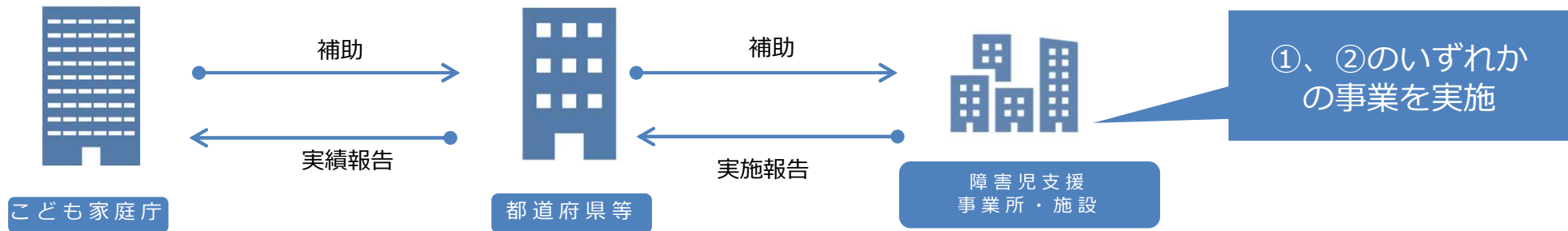
2 事業の概要

子どもの安全対策を講じるため、次に掲げる事業を実施する際、備品購入等の費用に係る補助を行う。

① ICTを活用した子どもの見守り支援事業

② 登降園管理システム支援事業

3 事業のスキーム



4 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県、指定都市、中核市
- ◆ 負担割合：①②国3/5、都道府県・指定都市・中核市1/5、事業者1/5
- ◆ 補助単価（年額）：
 - ① 1事業所あたり200千円
 - ② 端末購入を行わない場合は1事業所あたり200千円
端末購入を行う場合は1事業所あたり700千円

<保育対策総合支援事業費補助金> 令和6年度当初予算案 459億円の内数 (457億円の内数)

1. 施策の目的

- 清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳や、園外活動時の見守り等といった保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。

2. 施策の内容

（１）保育支援者の配置

保育支援者は、保育士資格を有しない者で、保育に係る次の周辺業務を行う。

ア 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃 イ 給食の配膳・あとかたづけ ウ 寝具の用意・あとかたづけ

エ 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳 オ 児童の園外活動時の見守り等 カ その他、保育士の負担軽減に資する業務

（２）児童の園外活動時の見守り等

保育支援者又は安全管理に知見を有する者として市町村が認めた者（いわゆる「キッズ・ガード」）が、散歩等の園外活動時において、散歩の経路、目的地における危険箇所の確認、道路を歩く際の体制・安全確認等、現地での児童の行動把握などを行う。

（３）スポット支援員の配置

既存事業の保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置に加え、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合も補助する。※（１）と合わせて補助する場合は、（１）の職員とは別に加配することを要件とする。

3. 実施主体等

【実施主体】 市区町村が認めた者

【補助基準額】 1 か所当たり 月額100千円

※1 保育支援者が「園外活動時の見守り等」にも取り組む場合 1 か所当たり 月額145千円

・勤務時間の上乗せ及び傷害保険加入料を追加

＊保育支援者が、市区町村が認めた交通安全に関する講習会等に参加することを要件とする

※2 キッズ・ガードに謝金を支払う場合又は園外活動時の見守り等を委託する場合 1 か所当たり 月額 45千円

※3 スポット支援員の配置を行った場合 1 か所当たり 月額 45千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県：1／4、市区町村：1／4

国：1／2、市区町村：1／2

【対象施設】 保育所、幼保連携型認定こども園

⇒ 園児の見落とし等による事故を防止するため、園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合の補助（1箇所当たり月額45千円）の対象施設に、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び幼稚園型認定こども園を追加【拡充（R5～）】

⇒ スポット支援員の配置に係る対象施設は、児童の園外活動時の見守り等に係る対象施設と同様

【実施要件】 保育士の業務負担が軽減される内容や、職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組等を記載した実施計画書を提出すること

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度当初予算案 459億円の内数 (457億円の内数)

1. 施策の目的

- 保育所等が質の確保に資する各基準を遵守・留意するとともに、保育中の死亡事故等の重大事故を防止するため、保育所等が遵守・留意すべき各基準、事故防止、事故発生時の対応や園外活動等における安全対策等に必要な知識・技術の修得、資質の確保に必要な研修の実施及び各基準の遵守状況、睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面や園外活動等における安全対策等に関する巡回支援指導を行うことにより、安心して安全な保育を行うことを目的とする。

2. 施策の内容

【事業内容】

保育所や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

質の確保・向上のための研修事業



【研修対象者】

保育所等に勤務する保育士等や保育士以外の職員、巡回支援指導員 等

【研修内容】

- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容
- ・ 保育中の事故防止、事故発生時の対応
- ・ 園外活動等における安全対策 等

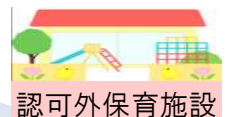
質の確保・向上のための巡回支援指導事業



巡回支援指導員



認可保育所等



認可外保育施設



認可外の居宅
訪問型保育事業
(ベビーシッター)

【主な指導内容】

- ・ 重大事故が発生しやすい場面、事故防止の取組、事故発生時の対応に関する助言・指導
- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容や利用料の便乗値上げの注意喚起
- ・ 指導監査・立入調査の実施やその準備などの実施補助や、監査後のアフターフォロー
- ・ 園外活動等における安全対策の実地指導

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 ①研修事業：1回当たり 354千円

②巡回支援指導事業：指導員1人当たり 4,062千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2